

平成 25 年 12 月 20 日

大阪市長 橋 下 徹 様

大阪市公正職務審査委員会
委員長 播 磨 政 明

公益通報（第 22-01-66 号）に関する関係所属の対応について

標題について、平成 24 年 7 月 24 日付けで本委員会が実施した勧告に対して、貴職により次のような措置がとられつつあることを確認できたので、本件公益通報についての処理を終了します。

なお、本件における最終的な処理結果については、新たな公園施設管理手法導入後 6 ヶ月の施行状況を速やかに本委員会に報告してください。

記

確認内容

1 A公園における施設の管理について

- (1) 勧告後、平成 24 年 7 月 25 日より当該公園については、大阪市(天王寺動植物公園事務所)による直接管理としたこと。
- (2) 同年 12 月に広場等利用者を中心に団体が結成されたことを確認したうえで、同月 25 日付けで当該団体に対し、都市公園法第 5 条に基づく公園施設管理許可（以下「管理許可」という。）を行ったこと。

2 大阪市が所管する公園の管理状況と「協力金」の徴収について

- (1) 大阪市が管理する都市公園 978 公園における管理運営状況について調査を行ったこと。
- (2) (1)の調査の結果、管理許可のある 60 公園と、管理許可のない 23 公園とを合わせた 83 公園について、公園管理者以外の者が運営管理を行っていたこと。
- (3) (1)の調査の結果、管理許可のある 60 公園のうち 34 公園と、管理許可のない 23 公園のうち 4 公園とを合わせた 38 公園において、利用協力金等の取扱が行われていたこと。
- (4) (1)の調査の結果、利用協力金等の取扱が確認された 38 公園のうち、管理許可のない 4 公園については平成 24 年 7 月 31 日をもって利用協力金の取扱を廃止したこと、平成 25 年 12 月 18 日時点で管理許可のある 16 公園において利用協力金の取扱を廃止し、残る 18 公園については、新たな管理手法の導入により平成 26 年 4 月からは廃止されること。
- (5) (1)の調査の結果、利用協力金の取扱が確認された 38 公園のうち、25 公園において余剰金が発生していること。
- (6) (5)の 25 公園のうち、5 公園については施設利用団体への返金等により措置が完了しており、残る 20 公園については解消に向けて今後も指導を継続していくこと。
- (7) (1)の調査の結果、利用協力金の取扱が確認された 38 公園のうち、9 公園において不適切な支出が確認されたこと。
- (8) (7)の 9 公園については、施設利用団体への返金等により全ての公園において措置が完了

していること。

3 今後の公園施設管理について

- (1) 公園施設管理の手法については、平成 26 年度よりこれまでの手法を改め、大阪市公園条例第 4 条に基づき、それぞれの施設利用者に対して個別的・一時的な使用許可を直接与える手法を採用すること。
- (2) 当該使用許可申請の受付は大阪市が一括で行うこと。

(勧告の内容)

- (1) A 公園に関して、愛護会 X 及び運営委員会 Y の異同について、再度精査を行うとともに、運営委員会 Y に対する公園施設の管理許可の見直しを行うこと。
- (2) 大阪市が所管する全ての公園について、所在区の区長の副申、公園施設の管理許可が適切に行われているかどうかを調査し、合わせて「協力金」等の名目で実質的に使用料を徴収しているケースがないか確認すること。なお、この調査に関して問題が発見された場合には、速やかに是正すること。
- (3) 利用協力金等の位置づけについて早急に整理を行い、利用協力金を徴収している公園については収支状況等を把握するとともに、使用目的等についても精査を行い、余剰金が発生している場合には、これを解消させる措置を講じること。